

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があつた。

令和三年五月十三日

神奈川県選挙管理委員会
委員長 国 吉 一 夫

(一) 法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出
をした者の氏名

取消年月日

遠藤みさお

遠藤みさお後援会

三、三、一六

金子 修一

金子しゅういち後援会

二、一、三〇

橘 秀徳

橘秀徳後援会

三、三、一六

星崎 健次

南星会

三、三、二五